

「仙台あおば餃子」製造事業者認定及び取扱店登録要綱

(平成22年5月14日経済局長決裁)

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、「仙台あおば餃子」を製造若しくは飲食店等において提供する場合に必要な基準や手続き及び必要な事項を定め、「仙台あおば餃子」のブランド価値を適切に保護することにより、その信用性を維持し、仙台の名物として定着させ、地産地消の推進による農業振興のみならず仙台観光全体の評価の向上、観光誘致促進による外部経済効果の拡大に繋げ、地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 仙台あおば餃子 この要綱において「仙台あおば餃子」の製造事業者として認定された事業者が製造する製造基準を満たした餃子及び餃子の皮を総称していう。
- (2) 認定 製造事業者からの申請に基づき、一定の基準に適合するものについて、「仙台あおば餃子」の製造事業者として認めることをいう。
- (3) 登録 飲食店等を営む事業者からの申請に基づき、一定の基準に適合するものについて、「仙台あおば餃子」の取扱店として認めることをいう。
- (4) 事業者 製造業や飲食店等を営む又は営もうとする個人若しくは法人又はこれらで組織される法人若しくは団体をいう。

第2章 「仙台あおば餃子」製造事業者認定

(認定対象)

第3条 「仙台あおば餃子」製造事業者の認定の対象とする事業者は、以下のとおりとする。

「仙台あおば餃子」製造認定事業者

「仙台あおば餃子」を製造しようとする事業者、又は委託することにより製造しようとする事業者。但し、「仙台あおば餃子」の皮の製造を認定された事業者から皮を仕入れ、具を入れた餃子を流通させようとする事業者を含む。

(製造基準)

第4条 「仙台あおば餃子」を製造しようとする事業者は、別紙1の項目全てを満たさなければならない。

(認定の申請)

第5条 認定を受けようとする事業者（以下「認定申請者」という。）は、「仙台あおば餃子」製造事業者認定申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 申請書には、「仙台あおば餃子」製造事業者認定に係る誓約書（様式第2号）のほか、以下に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 営業許可書の写し又は製造所の平面図
- (2) 「仙台あおば餃子」を製造する場合は、主に使用する野菜の仕入先を明記した仕入

計画書（「仙台あおば餃子」のうち餃子の皮を製造する場合は、雪菜の仕入先を明記した仕入れ計画書）

(3) 餃子の皮や具に使用する雪菜の量を記した主要原材料表

(4) 「仙台あおば餃子」を製造しかつ流通させようとする場合は、製造者名や原材料を記したラベル表示

(5) 「仙台あおば餃子」を委託により製造しようとする場合は、食品衛生法施行規則第21条第10項の規定による製造所固有記号の届出書の写しなどの製造所と販売者の関係を示す書類

（認定の審査）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、申請の内容が第3条の規定による認定対象及び第4条の規定による製造基準を満たすかどうかを審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に当たっては、申請書の書類審査、認定申請者からの意見聴取に加え、必要に応じて事業場等の現地調査などを行うことができる。

3 認定申請者は、審査が円滑に行えるよう積極的に協力しなければならない。

（認定の決定）

第7条 市長は、前条の規定による審査で、製造基準等に適合すると認められたときは、申請のあった事業者を認定し、当該申請者に対し、「仙台あおば餃子」製造事業者認定書（以下「認定書」という。）（様式第3号）を交付するとともに、認定を受けた製造事業者を公表し、HP等で積極的に情報発信するものとする。

2 市長は、前条の規定による審査で、製造基準等に適合しないと認められたときは、理由を付して、その旨を当該申請者に通知（様式第4号）するものとする。

3 前2項に係る認定の決定は、申請書の受理後1ヶ月以内に行うものとする。

（認定の有効期限）

第8条 前条第1項の規定による認定の有効期限は認定書の発行日から1年間とする。

2 前項の規定による認定の有効期限が満了となる場合において、申請内容に変更がないと確認された場合には、さらに1年間延長することができる。

（認定内容の変更）

第9条 認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、「仙台あおば餃子」製造事業者認定申請事項変更届出書（様式第5号）により、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称若しくは代表者を変更したとき

(2) 「仙台あおば餃子」の製造又は販売を3ヶ月以上休止又は廃止したとき

(3) その他レシピなど申請書記載事項等に変更が生じたとき

2 第6条の規定は、前項の場合に準用する。

（認定の表示）

第10条 認定事業者は、当該商品の包装若しくは容器、「仙台あおば餃子」を製造又は販売する事業場等に当該餃子が「仙台あおば餃子」認定品であること及び自らがその製造を行う事業者等であることを表示することができる。

（認定の取り消し）

第11条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を受ける要件、資格を欠くに至ったとき
- (2) 製造基準に適合しない餃子を製造したとき
- (3) 虚偽の申請により認定を受けたとき
- (4) 「仙台あおば餃子」の製造又は販売を、第9条第3号の規定による変更届書の提出なしで長期に亘って休止又は廃止したとき
- (5) その他、制度の運用に重要な支障を及ぼす行為があったとき

第3章 「仙台あおば餃子」取扱店登録

(登録対象)

第12条 「仙台あおば餃子」取扱店の登録対象とする事業者は、以下の通りとする。

「仙台あおば餃子」取扱登録店

「仙台あおば餃子」を仕入れて、これを調理し、提供しようとする事業者で、「仙台あおば餃子」の皮のみを仕入れて具を入れた餃子を自ら経営する飲食店等で提供する事業者を含む。

(登録基準)

第13条 仙台あおば餃子を飲食店等において顧客に提供すること。

(登録の申請)

第14条 登録を受けようとする事業者（以下「登録申請者」という。）は、「仙台あおば餃子」取扱店登録申請書（以下「申請書」という。）（様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 申請書には、「仙台あおば餃子」取扱店登録申請に係る誓約書（様式第7号）のほか、以下に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 営業許可書の写し又は許可を受けていることが確認できるもの。
- (2) 「仙台あおば餃子の皮」を使用した餃子を製造して提供する場合は具に使用する主要原材料表
- (3) 飲食店において提供する「仙台あおば餃子」のメニュー及び特徴を記したメニュー表

(登録の確認)

第15条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、第12条の規定による登録対象及び第13条の登録基準を満たすかどうかを確認するものとする。

2 市長は、前項の規定による確認に当たっては、申請書の書類審査、登録申請者からの意見聴取に加え、必要に応じて事業場等の現地調査などを行うことができる。

3 登録申請者は、確認が円滑に行えるよう積極的に協力しなければならない。

(登録の決定)

第16条 市長は、前条の規定による審査で、取扱登録店に適合すると認められたときは、申請のあった事業者を登録し、当該申請者に対し店舗毎に、「仙台あおば餃子」取扱店登録書（以下「登録書」という。）（様式第8号）を交付するとともに、登録を受けた製造事業者を公表し、HP等で積極的に情報発信するものとする。

2 市長は、前条の規定による審査で、基準等に適合しないと認められたときは、理由を

付して、その旨を当該申請者に通知（様式第9号）するものとする。

3 前2項に係る登録の決定は、申請書の受理後1ヶ月以内に行うものとする。

（登録の有効期限及び再登録）

第17条 前条第1項の規定による登録の有効期限は登録書の発行日から1年間とする。

2 前項の規定による認定の有効期限が満了となる場合において、申請内容に変更がないと確認された場合には、さらに1年間延長することができる。

（登録内容の変更）

第18条 登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、「仙台あおば餃子」取扱店登録申請事項変更届出書（様式第10号）により、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称若しくは代表者を変更したとき

(2) 「仙台あおば餃子」の取り扱いを3か月以上休止又は廃止したとき

(3) その他、「仙台あおば餃子の皮」を使用して自ら餃子を製造し提供する事業者において餃子の具材など申請書記載事項等に変更が生じたとき

2 第15条の規定は、前項の場合に準用する。

（登録の表示）

第19条 登録事業者は、メニュー等に「仙台あおば餃子」を提供販売する旨の表示すること。また、店舗のチラシやポップ等の広告物等に「仙台あおば餃子」を提供販売する旨の表示をすることができる。

（登録の取り消し）

第20条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 登録を受ける要件、資格を欠くに至ったとき

(2) 製造基準に適合しない餃子を販売したとき

(3) 虚偽の申請により登録を受けたとき

(4) 「仙台あおば餃子」の提供販売を、第18条第3号の規定による変更届書の提出なしで長期に亘って休止又は廃止したとき

(5) その他、制度の運用に重要な支障を及ぼす行為があったとき

第4章 製造認定事業者及び登録事業者の責務

第21条 製造認定事業者、登録事業者及びその申請者は、この要綱の定めるところを誠実に遵守するとともに次の各号について特に留意しなければならない。

(1) 「仙台あおば餃子」の販売等を通じて、地産地消の情報発信を積極的に行い、全国の人々の仙台市に対するイメージ向上に努めなければならない。

(2) 「仙台あおば餃子」の適切な流通体制の整備に努めなければならない。

2 「仙台あおば餃子」提供販売等において事故等の問題が生じたときは、製造認定事業者及び登録事業者は誠意をもって対処するものとする。なお、当該問題の内容については、速やかに市長に報告しなければならない。

第5章 雑則

第22条 この要綱に定めるもののほか、特に必要があると認める事項については、経済

局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 5 月 17 日から実施する。

附 則（平成 22 年 11 月改正）

この改正は、平成 22 年 11 月 8 日から実施する。

附 則（平成 23 年 2 月改正）

この改正は、平成 23 年 2 月 10 日から実施する。

附 則（平成 26 年 7 月改正）

この改正は、平成 26 年 7 月 4 日から実施する。

附 則（平成 28 年 4 月改正）

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

改正前要綱第 3 条(1)に該当するとして認定を受けた事業者は、改正后要綱第 3 条に定める「仙台あおば餃子」製造認定事業者と読み替える。

また、改正前要綱第 3 条(2)に該当するとして認定を受けた事業者は、改正后要綱第 12 条定める取扱登録店と読み替える。

附 則（平成 28 年 11 月改正）

この改正は、平成 28 年 11 月 1 日から実施する。

附 則（平成 31 年 3 月 14 日改正）

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 4 年 3 月 25 日改正）

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

別紙1

「仙台あおば餃子」製造基準

- (1) 餃子には仙台産の雪菜[※]を使用し、その量は、皮に使用する粉類の合計重量の3割以上とすること。
- (2) 餃子の皮は、仙台産の雪菜[※]を練り込み緑色とすること。
- (3) 主に使用する野菜には、原則として仙台産の野菜を使用すること。

「仙台あおば餃子」(皮のみ) 製造基準

- (1) 製造にあたり、仙台産の雪菜[※]を使用し、その量は、使用する粉類の合計重量の3割以上とし、緑色とすること。

※但し、仙台産の雪菜が手に入らないやむを得ない事由がある場合、宮城県内産の使用を認める。なお、仙台産以外の雪菜を使用する場合は、「仙台あおば餃子」雪菜産地変更届(様式第11号)を市長に提出すること。